

地域を見守るアンテナ役

福祉委員



きにしあい たすけあい ささえあえる 地域づくりをめざして



社会福祉法人
新見市社会福祉協議会



福祉委員の役割

①声かけ・見守り活動

■地域の方の困りごとやちょっとした変化に気づく（みつける）

■見守りが必要な高齢者などへの声かけ

（顔を見かけたり、配りものしたときなど）

気にかけていただきたい方

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯
- ・障がい者世帯
- ・子育て世帯
- ・その他、日中一人になる方やあまり外出されない方など

身近な方の見守りが地域の
安心感につながります



たとえば、ご近所でこのようなことはありませんか？



最近、外出している姿を
見かけなくなった



郵便物や新聞が郵便
受けにたまっている



同じことを何度も言
うなど物忘れの症状
が見られる



家の中から大声で
怒鳴る声が聞こえる



夜になっても
明かりがつかない



このようなことに気づいたら、民生委員や社協へ教えてください！
連絡していただくことが解決への第一歩です

気づいたときには



地区の民生委員や
社協・行政に連絡



地区の民生委員や
社協・行政が状況確認



地域での見守りや
福祉サービスの利用等に
つながる

②地域の福祉活動への参加・協力

- 地区社協や福祉ネットワーク、地域運営組織の福祉部会等の交流活動、各種会議や研修などへの参加・協力
- 福祉連絡会や研修会などへの参加

福祉委員活動の Q & A



Q. 福祉委員に任期はあるの？



A. 任期は2年としていますが、地域の実情に合わせて選任してください。



Q. 福祉委員に活動範囲はあるの？



A. 行政地区内が活動範囲になります。



Q. 活動中に事故をした場合はどうすればいいの？



A. ボランティア活動保険に加入しています。
万が一事故が起きた場合は、保険の補償の範囲で
対応しますので速やかに社協へ連絡してください。

福祉委員活動で気をつけたいこと

- 民生委員や社協等と連絡をとりながら無理なく継続できる活動を
しましょう
- 活動に必要な情報は共有しても構いませんが、個人情報や個人の
秘密には十分配慮しましょう

**自分たちの住んでいる地域の身近な福祉課題(困りごと)に
早く気づき、民生委員児童委員や社協などにつなぐ地域の
アンテナ役が“福祉委員”です。**

**新見市社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせる地域を目指し、
地域での見守り・支え合い活動を推進していきます！**

社協のホームページと
Facebook もご覧ください！
社協の取組を紹介しています。



【お問い合わせ】

社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

本 所 〒718-0016 新見市金谷 640-1 (新見市地域福祉センター内)

☎ (0867) 72-7306 / ☎ (0867) 71-2088

大佐支所 〒719-3503 新見市大佐小阪部 1469-1 (おおさ総合センター内)

☎ (0867) 98-3119 / ☎ (0867) 98-2000

神郷支所 〒719-3611 新見市神郷下神代 3946 (地域福祉センター内)

☎ (0867) 92-6677 / ☎ (0867) 92-6675

哲多支所 〒718-0303 新見市哲多町本郷 246-4 (新見市役所哲多支局内)

☎ (0867) 96-3111 / ☎ (0867) 96-3222

哲西支所 〒719-3701 新見市哲西町矢田 3604 (きらめき広場・哲西内)

☎ (0867) 94-3333 / ☎ (0867) 94-2117